

第6章 移動等円滑化に関する取り組み方針

6.1 バリアフリー化促進の考え方

各旅客施設から「生活関連施設」までの間をバリアフリー整備の優先度の高く、道路の移動等円滑化ガイドラインに則した「生活関連経路」と、生活関連経路に位置付けは難しいが整備が望ましい「その他経路」によりバリアフリー化を促進します。

ここで示す「生活関連施設」、「生活関連経路」、「その他経路」について、以下のように定義します。

●生活関連施設

- ・生活関連施設には、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多様な施設を位置づける。
- ・常に多くの人に利用され、また、高齢者や障がい者等が利用する施設を設定し、生活関連経路との接続と合わせて、まちの一体的なバリアフリー化を進める。

●生活関連経路

- ・旅客施設からの導線だけではなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
- ・基本構想の重点整備地区の生活関連経路は特定道路[※]に指定できる。

※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設、または改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）または地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

●その他の経路

- ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の観点から、地区の移動に必要と思われる経路とする。
- ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。

(1) 全市的な施設・経路のバリアフリー方針

1) 生活関連施設のバリアフリー化

- 各施設管理者や施設設置者は、施設の新設、改良や維持管理を行うにあたり、バリアフリー化の内容、実施箇所等について関係機関と情報共有を図りながら、整備を進めます（例：バスが正着できるためのバリアレス縁石や上屋、建築物などの施設、車両など）。
- 各施設管理者は、施設内の対応だけでなく外部とのバリアフリー化の連続性に配慮し、接続する他の生活関連経路や生活関連施設の各施設管理者と相互連携を図り、連続的・一体的な整備を進めます。
- 各施設管理者は、施設内において、より効率的・効果的なバリアフリー化を行うため、ICTなどの新しい技術の導入に向けて検討します。
- 各施設管理者は、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境を整備します。
- 各施設管理者は、施設の利用状況を踏まえ、必要に応じカームダウン・クールダウンの設備の設置を検討します。
- 各施設管理者は、特定事業を定め事業の推進を図ります。
- 本市は、各施設管理者に上記内容を含めた本方針について理解・協力を求め、相互連携を図り、バリアフリー化を推進します。



写真 6-1 トイレ・ベビールームの案内



写真 6-2 トイレの入口の案内



写真 6-3 通路との壁がない施設



写真 6-4 QRコードで視覚障がい者を誘導

2) 生活関連経路のバリアフリー化

- 各施設管理者は、施設の新設、改良や維持管理を行うにあたり、バリアフリー化の内容、実施箇所等について関係機関との情報共有を図りながら、整備を進めます（例：道路や公園など）。
- 各施設管理者は、気候の特性に対応することや、丘陵地で勾配がある場所などの地域の状況を考慮し、バリアフリー化を図ります。
- 各施設管理者は、上下移動に必要な施設や、道路・交差点といった施設整備に関して、地域の状況を踏まえ優先度を考慮しながらバリアフリー化を進めます。
- 生活関連施設と生活関連経路のバリアフリー化が連続していることが、利用者にとって利便性が高いため、生活関連施設の各施設管理者と相互連携を図り連続的・一体的なバリアフリー化を進めます。
- 各施設管理者は、生活関連経路内において、より効率的・効果的なバリアフリー化を行うため、ICTなどの新しい技術の導入に向けて検討します。
- 各施設管理者は、特定事業を定め事業の推進を図ります。
- 本市は、各施設管理者に上記内容を含めた本方針について理解・協力を求め、相互連携を図り、バリアフリー化を推進します。



写真 6-5 手すりの案内表示（点字）



写真 6-6 エスコートゾーン



資料：日本信号株式会社

図 6-1 スマートフォンアプリを用いた信号情報案内

(2) 全市的なソフト面のバリアフリーの取り組み

全市でバリアフリー化を推進するに当たり、施設の改良などハード面の整備を進めるだけでなく、日常生活や社会生活において提供されるサービス等に関して、障がいのある人などに対する合理的配慮の提供も重要です。また、高齢者、障がい者等を含めた人々の多様性を理解し、困っている人に対する意識の醸成や、各関係機関のバリアフリー情報の共有など、ソフト面におけるバリアフリー化を推進します。

さらに、平時に加え、災害発生時やイベント開催時など、一時的・短期的な場面においてもバリアフリーへの対応に配慮します。

○心のバリアフリー

- ・高齢者、障がい者、子供連れの家族、ヘルプマーク等を身に着けた人など、困っている人に声をかける社会環境など合理的配慮の提供につながる意識の醸成を進めます。

○バリアフリー情報の共有

- ・地域のバリアフリーの情報を積極的に収集・発信するとともに、市民に向けた情報の共有化を図ります。

○施設整備を契機としたバリアフリー化

- ・届出制度が経路や施設のバリアフリーを進める機会となります。施設整備を行うに当たり、各施設管理者同士が情報を共有し、一体となってバリアフリー化を推進します。

○一時的・短期的なバリアフリーへの対応

- ・災害発生時における避難所開設やイベント開催時などの一次的・短期的な場面においても、可能な限りバリアフリー化に努め、高齢者、障がい者等の誘導や対応を行います。



写真 6-7 車椅子利用者への声掛け



写真 6-8 ヘルプマーク